

郵便はがき

5308522



大阪市北区西天満
2-1-10

大阪地方裁判所 民事第7部

裁判長 吉田 徹 様

2010年 月 日

住所

氏名



(表)

「大阪地裁所長オヤジ狩り事件」

平成19年(ワ)第4860号、平成20年(ワ)第16337号、

平成21年(ワ)第1859号 損害賠償請求事件

被告(国・大阪府・大阪市)の責任は明白。

**警察・検察に謝ってほしいと訴える青年らの
期待に応え、原告勝訴の判決を!**

未だ自らの違法な取り調べ等の責任を認めず、5人の青年たちを有罪だと強弁し続ける被告らの姿勢は許しがたいものです。

国賠裁判を通して、支援し続けた私たち市民の目に、警察・検察の取り調べの不当性、そして追隨する児童相談所の姿勢が、改めて明らかとなりました。

厚労省・村木元局長に対する検察の取り調べの異常さが話題になっていますが、描いた構図に見合う証拠以外は隠す、改ざんするという捜査当局の姿勢は、数多くの冤罪犠牲者が自らの経験上指摘するところです。本件も例外ではありません。

貴裁判所が、捜査当局の不当な取り調べの犠牲となり、深く傷ついた、2人の青年・3人の少年の期待に応え、顕わとなった捜査当局の違法性を断罪する明快な判決をなされるよう、強く要請いたします。

(裏)